

【二宮町】 記者発表資料

発表日	令和 4 年 2 月 10 日
担 当	政策総務部 地域政策課長 小島 孝紀
連絡先	0463-71-3313（直通）

「二宮町パートナーシップ宣誓制度」の開始について

二宮町では、誰もがお互いの人権を尊重し、多様性への理解を進めるため、同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーであることを宣誓する「二宮町パートナーシップ宣誓制度」を令和 4 年 4 月 1 日から開始します。

制度の内容については、別紙資料のとおりです。

「二宮町パートナーシップ宣誓制度」について

1. 宣誓制度とは

二宮町は、誰もがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら差別や偏見のないまちの実現に取り組んでおり、その一環として、悩みや生きづらさを抱えているセクシュアル・マイノリティをはじめ、同性・異性を問わず互いを人生のパートナーであることを宣誓した町民の方々に寄り添っていくため、令和4年4月1日に「二宮町パートナーシップ宣誓制度」を創設します。

この制度は、法的な効力(婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等)を生じさせるものではありませんが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合うことを約束した関係にある二人が、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーであることを宣誓したことに対して、二宮町がその事実を認め、宣誓書受領証を交付するものです。

2. 宣誓をすることができる方

- (1) 成年に達していること(満18歳以上の方)
- (2) 二宮町民であること、または一方が転入予定(3か月以内)であること
- (3) 現に婚姻をしていないこと(現に配偶者がいないこと)
- (4) 宣誓をする相手以外の方とパートナーシップにないこと
- (5) 民法に規定する婚姻できない続柄(近親者など)でないこと

*パートナーシップにある方同士が養子縁組をしている場合は、宣誓可能とする。

3. パートナーシップ宣誓の流れ

(1) 宣誓日の予約(事前)

・宣誓を希望する日の原則7日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までに、電話、メールのいずれかの方法で予約。

(2) パートナーシップ宣誓書等の提出(宣誓当日)

・町職員の前でパートナーシップ宣誓を行い、「パートナーシップ宣誓書」に自署後、提出。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

・書類に不備が無い場合は、次のものを、原則、即日交付。

- 「パートナーシップ宣誓書受領証」
- 「パートナーシップ宣誓書受領証カード」(希望がある場合)
- 「パートナーシップ宣誓書の写し」

4. その他

・他自治体との連携については、制度開始後、宣誓要件が同様の自治体(「事実婚」可・「養子縁組」可)と検討を行います。

予約・相談・問い合わせ先 二宮町 政策総務部 地域政策課 地域支援班

令和4年(2022年)

4月1日
スタート

二宮町 パートナーシップ宣誓制度

「パートナーシップ宣誓制度」ってどんな制度？

悩みや生きづらさを抱えているセクシュアル・マイノリティの方をはじめ、事実婚の方、同性・異性を問わず互いを人生のパートナーであることを宣誓し、宣誓された事実を二宮町が公的に認めるものです。

この制度により、宣誓された方々が自分らしく生活されることを応援するとともに、町民、事業者などに多様性への理解が広がり、誰もが自分らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。



© 康裕ハイジ/二宮町

「宣誓」するには？

- ① 宣誓日の予約
- ② 必要書類を持参したうえで、お二人揃って町職員の前で宣誓書に署名
- ③ 町から「宣誓書受領証(カード)」を交付

宣誓の要件や必要書類などの詳細は町ホームページをご確認ください。



「セクシュアル・マイノリティ」とは？

セクシュアル・マイノリティとは、同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人など、セクシュアリティ(性のあり方)において少数派とされる人々のことをいいます。

よく耳にする「LGBT」は、セクシュアリティの総称の一つで、L(レズビアン:女性の同性愛者)・B(バイセクシュアル:両性愛者)・G(ゲイ:男性の同性愛者)・T(トランスジェンダー:身体の性と性自認が一致しないため、身体の性に違和感を持つ人)を組み合わせたものになります。

セクシュアル・マイノリティの人たちの中には、生活のさまざまな場面で困難に直面したり、ありのままの自分を表現したりすることが難しい現状があります。



予約・相談・問い合わせ先
二宮町政策総務部地域政策課 地域支援班
TEL 0463-71-3313 FAX 0463-73-0134
MAIL kyodou@town.ninomiya.kanagawa.jp